

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第14号

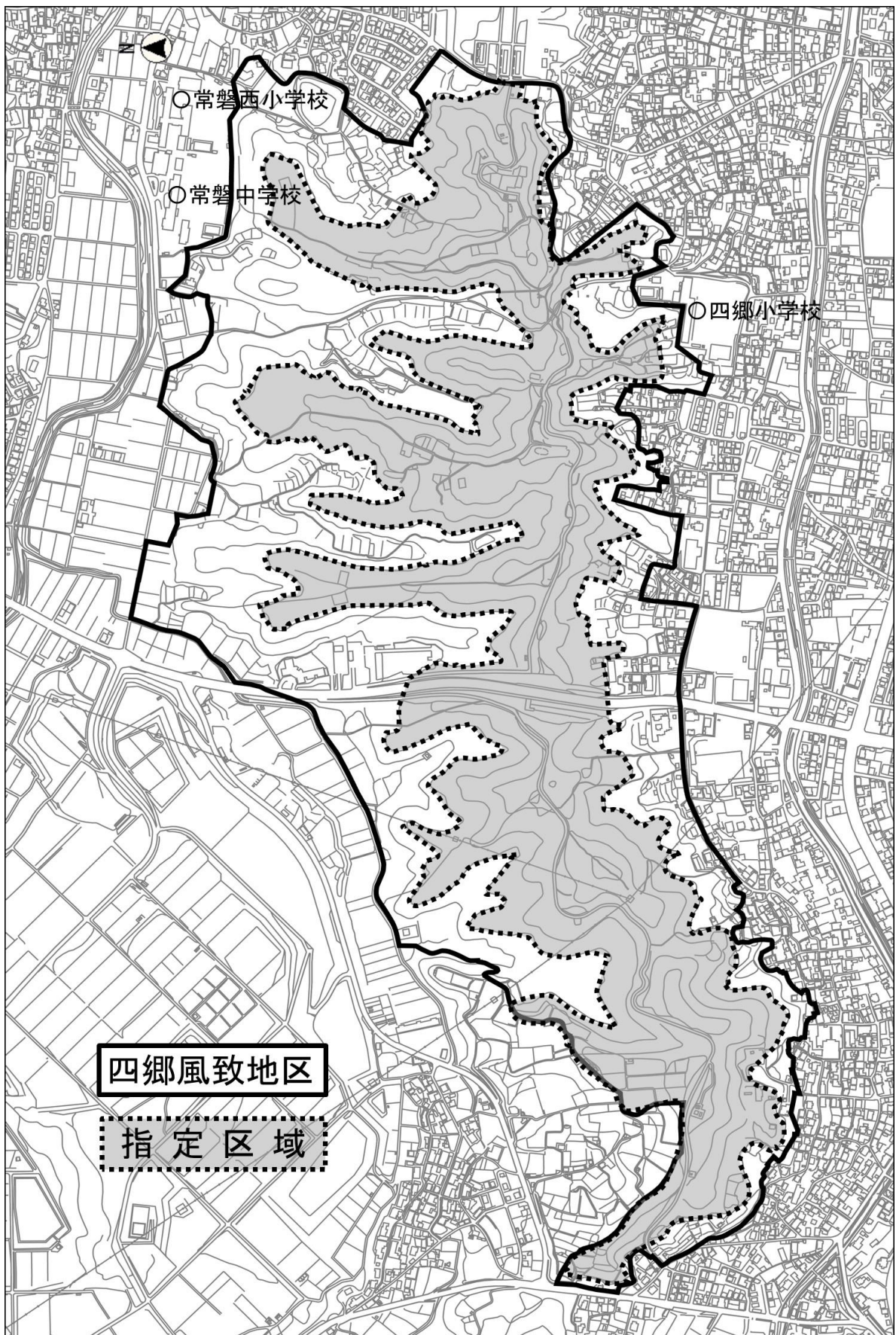
四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成27年四日市市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（指定区域）</u> <u>第7条 条例別表第3に規定する市長が別に定める区域は、別図に定める指定区域とする。</u>	
<u>第8条</u> （略）	<u>第7条</u> （略）
<u>第9条</u> （略）	<u>第8条</u> （略）

第6号様式の次に次の別図を加える。

別図（第7条関係）



附 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(都市整備部都市計画課)